



違いを認め

尊重すること

Vol.107

さちこ
藤本 幸子さん
(今津町在住)

平成10年から山口家庭裁判所岩国支部の家事調停委員会となり、岩国調停協会会長も務めた。多大な功績が認められ、平成28年春の褒章で藍綬を受章。



「絡まった糸をほぐすように、互いの感情のもつれをほぐす手助けをする、それが役割だと思っています」

離婚や遺産分割などの家族間の紛争を話し合いで解決する家事調停制度。

一般市民の立場から当事者の話を聞き助言を行う調停委員として、20年にわたり、悩み苦しむ人たちの気持ちに寄り添ってきたのが藤本幸子さんです。

藤本さんが調停委員に就任したのは平成10年。子育てが一段落し「何か社会の役に立ちたい」との思いから引き受けましたが、自身の知識のなさに打ちのめされ「向いてないし、辞めようか」と何度も考えたそうです。先輩や仲間にも励まされ、調停についての本を読みあさり、通信教育で法律を学ぶなど、とにかく勉強したという藤本さん。

徐々に調停という制度の魅力に引かれていきます。

「判決が出る裁判と違い調停は話し合いなんです。最後は当事者自身が意思を決定します。自分の責任で新たな一歩を踏み出すことができれば、人はがんばれると思うんです」

多くの調停に携わってきましたが、どれ一つとして同じものではなく、毎回どの

ように関わったら良いか悩むと言います。「より良い選択をして幸せになつてほしい、その手助けをしたい」そんな思いから、各地のセミナーや勉強会に参加し、自らも岩国支部で研修会を立ち上げるなど、自身と仲間の引き出しを増やす努力を重ねてきました。

「20年間、責任感と誇りを持って調停委員という職に当たってきました。調停を通じて皆さんの話を聞くうちに、人は一人一人違って、違いを認めることが大事なんだと気付きました。相手の立場に立ち、学び、考えることで、私自身の生き方を見つめ直すこともできました。感謝しています」

3月いっぱいまで調停委員の職を終える藤本さんですが「話し合いで問題を解決する調停という素晴らしい制度がもつと皆さんの身近なものになれば」という思いで、今後も調停制度に関わっていきたいと考えています。

▼当事者の思いをしっかりとくみ取れる人間でありたいと勉強を欠かすことはない



▲調停は裁判所で非公開で行われ、誰でも簡単に低額で利用できる



▲社会福祉や公共の事務などで功績のあった人に贈られる藍綬褒章